

南えちぜん家庭医療・地域医療研修センター
ホームページ作成業務プロポーザル実施要領

1 実施の目的

令和8年4月に開設した「南えちぜん家庭医療・地域医療研修センター」（以下「当センター」という）の公式ホームページの構築を行うものである。

新しいホームページは、当センターの事業概要の発信に加え、医師、研修医、医学生等への地域医療従事者確保を目的としたプロモーション、介護・福祉関係機関への情報発信、および地域住民への情報提供を主目的とする。

各ユーザーが必要な情報を探しやすく、アクセシビリティに配慮したデザイン・構成案を募るとともに、職員が容易に情報を更新できる運用性を重視し、総合的な見地から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 南えちぜん家庭医療・地域医療研修センターホームページ作成業務
- (2) 対象施設 南えちぜん家庭医療・地域医療研修センター
(福井県南条郡南越前町今庄 84-24-1)
- (3) 業務内容 ア 公式ウェブサイト（PC・スマホ対応）の構築
イ コンテンツマネジメントシステム（CMS）の構築
ウ コンテンツ素材（写真・動画等）の撮影業務
エ 運用マニュアルの作成および専用サーバー運用業務
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (4) 委託期間 契約日から令和9年1月29日まで
- (5) 提案上限金額 3,050,000円（税込）とする。

3 プロポーザルの方式

本業務は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

4 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、南えちぜん家庭医療・地域医療研修センターホームページ作成業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める審査会が行うものとする。

5 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 医師、研修医および専攻医等の確保を目的としたウェブサイトの企画・構築・運用実績を有すること。なお、各対象者について個別の実績を有することが望ましい。
- (2) 家庭医療に関するコンテンツ制作の実績を有し、家庭医療について介護福祉機関お

- よび地域住民への理解を促す情報提供について十分な企画力を有すること。
- (3) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を確実に遂行できること。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 南越前町指名競争入札参加資格者であること（または契約時まで資格を有すること）。
 - (6) 南越前町登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (8) 暴力団員または暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
 - (9) 国税および地方税を滞納していない者であること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 8 年 5 月 18 日（月）17 時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第 1 号）により、電子メールにて提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答はしない。
- (3) 提出先 南越前町健康福祉課医療保健室 iryou@town.minamiechizen.lg.jp
- (4) 回答日 令和 8 年 5 月 20 日（水）
- (5) 回答方法 南越前町ホームページに掲載し、回答内容を公表する。

7 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数

- ア 参加表明書（様式第 2 号） 1 部
- イ 会社概要（様式第 3 号） 6 部（正 1 部、副 5 部）
- ウ 業務実績調書（様式第 4 号） 6 部（正 1 部、副 5 部）
- エ 財務諸表（直近 3 年分） 6 部（正 1 部、副 5 部）
- オ 納税証明書（コピー可） 1 部

※①町税：南越前町内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本町で発行される「町税に滞納がないことの証明」、町外に本社等がある場合は、本社所在地の市区町村で発行される「滞納がないことの証明」

②県税：「滞納がないことの証明」

③国税：「滞納がないことの証明（税務署発行の様式その 3 の 3）」

※申請日前 3 ヶ月以内に証明されたものであること。

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで（必着）

イ 提出先 南越前町健康福祉課医療保健室

ウ 提出方法 持参または郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法によること。

8 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類と提出部数

ア 企画提案書等提出届（様式第5号） 1部

イ 企画提案書（様式第6号） 6部（正1部、副5部）

※企画提案書に記載すべき内容が網羅されていれば、他の様式によることも可能

※デザイン案、サイトマップ、CMS機能概要、撮影計画等を含む。

ウ 見積書（様式第7号） 6部（正1部、副5部）

エ 見積内訳書1（様式第8号） 6部（正1部、副5部）

オ 見積内訳書2（様式第9号） 6部（正1部、副5部）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年6月2日（火）17時まで（必着）

イ 提出先 南越前町健康福祉課医療保健室

ウ 提出方法 持参または郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法によること。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 参加人数

1者あたりの参加人数は4人までとし、本業務の担当責任者は必ず参加すること。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づき行うこと。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね30分程度（提案内容説明約20分、質疑応答約10分）とする。ただし、参加者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションに要するPC等は、参加者にて準備すること。なお、プロジェクター等は本町で準備する。

10 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査

参加表明をした者の参加資格について、提出書類を審査し第1次審査通過者を選定する。なお、3者を超える第1次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、審査基準に基づいて評価し、上位3者を選定する。

ア 実施日 令和8年5月下旬

イ 評価 3者を超える第1次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、表①の基準に基づき、提出書類の内容を評価する。下位が同点により複数あった場合は、業務実績調書（様式第4号）の内容を重視する。なお、評価について、内容の確認が必要な場合は、提案者に個別に質問する場合がある。

ウ 第1次審査 南越前町健康福祉課医療保健室が実施する。

【表① 第1次審査の評価項目及び配点】

評価項目	評価基準	配点
業務実績	類似する業務実績をどの程度有しているか。 ① 業務実績数（過去3年間） ② ①のうち、県内診療所・行政機関等の業務の受託実績	20点 〔①10点〕 〔②10点〕

(2) 第2次審査

第1次審査により選考された者から、企画提案書に関するプレゼンテーションを実施し、10(3)に示す審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

ア 実施日 令和8年6月11日（木）14時から（詳細は別途通知）

イ 実施場所 南越前町国民健康保険今庄診療所 1階会議室
（福井県南条郡南越前町今庄 84-26）

(3) 審査方法および基準

プロポーザルは、次の審査基準に基づき総合的に評価する。

ア 企画提案の質

（ターゲットへの訴求力、デザイン性、アクセシビリティへの配慮）

イ 保守・運用性

（CMSの操作性、更新の容易さ、サーバー管理体制）

ウ 業務遂行能力

（過去の類似実績（特に医師確保関連）、実施体制の充実度）

エ 経済性

（見積金額（次年度以降の継続運用費用含む）の妥当性および積算根拠の明確さ）

11 審査結果の通知

(1) 第1次審査

審査結果及びプレゼンテーションを実施する旨を、書面で通知する。

(2) 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

12 契約の締結

(1) 契約候補者の特定と協議

選定委員会において特定された契約候補者と、企画提案書の内容に基づき詳細な仕様の協議を行う。協議が整った場合、本町と契約候補者は速やかに業務契約を締結する。

(2) 仕様等の確定

協議において、必要な範囲内で企画提案内容の追加・変更・削除を行い、本業務の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 見積書の再提出

協議の結果、仕様に変更が生じた場合は、契約候補者は再見積書を提出するものとする。ただし、契約金額は原則として提案時の見積額を上限とする。

(4) 次順位交渉権者

契約候補者との協議が整わないとき、又は契約候補者が契約を締結しないときは、次順位の者と順次交渉を行うものとする。

13 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。
- エ 2案以上の企画提案をしたとき。
- オ 著しく信義に反する行為があったとき。
- カ 契約を履行することが困難と認められるとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適當な場合

14 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出書類について、南越前町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（契約候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とする。これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申

し出ること。

- (7) 契約候補者特定後、「事業計画書抜粋」及び「委託料内訳書」を町にデータにて提出すること。事業計画書抜粋は施設利用者への説明や情報公開を目的とするもの、委託料内訳書は後日、変更契約の必要が生じた場合の基礎資料等とするためのものである。

15 日程

内 容	期 日
公告	令和8年5月1日（金）
質問受付締切り	令和8年5月18日（月）17時まで
質問回答	令和8年5月20日（水）
参加表明書受付締切り	令和8年5月22日（金）17時まで
第1次審査	令和8年5月下旬
提案書等受付締切り	令和8年6月2日（火）17時まで
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月11日（木）14時から
結果通知	令和8年6月中旬
契約締結	令和8年7月1日（水）
業務開始	令和8年7月1日（水）

16 担当課（提出先・問合せ先）

〒919-0131 福井県南条郡南越前町今庄 84-26

南越前町健康福祉課医療保健室 窪田

電 話 0778-45-1724

F A X 0778-45-1715

電子メール iryou@town.minamiechizen.lg.jp

17 施行期間

本要領は、令和8年5月1日から施行し、契約候補者の特定をもってその効力を失う。